

地域公共交通協議会と地域公共交通計画について

1. 富士見市地域公共交通協議会について

(1) 概要

富士見市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「地域交通法」という。）に基づく法定協議会です。協議会は、地域交通法第5条に定める「地域公共交通計画」を作成するために設置する必要があり、本市が令和8年度から地域公共交通計画の作成を進めていくにあたり設置しました。

(2) 根拠条例等

協議会の設置根拠としましては、令和7年12月議会において富士見市地域公共交通協議会条例の一部を改正した「富士見市地域公共交通協議会条例」（施行日は令和8年2月28日）となります。条例に定める主な内容については下記のとおりです。（※参照参考1）

①設置（第1条）

道路運送法に基づき市民の生活に必要な旅客輸送の確保など旅客の利便の増進を図るために加え、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通計画の作成及び実施についての協議をするため設置する。

②所掌事務（第2条）

- 地域公共交通計画の作成及び変更並びに実施について協議すること
- 乗合旅客運送の態様等に関し協議すること
- 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金について協議すること
- 市が運営する有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に関し、協議すること
- 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通に関し必要と認める事項

③組織（第3条）

委員定数を27名以内とし、構成は下記のとおり。

- 市民又は利用者
- 公共交通事業者等の代表者
- 公共交通事業者等が組織する団体の代表者
- 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- 学識経験を有する者

- 関係行政機関の職員
- 市職員
- その他市長が必要と認める者

④臨時委員（第5条）

協議すべき事項について特に必要があるとき臨時委員を設置できる。

⑤部会（第8条）

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する協議等を行うための部会を設置できる。

（3）協議会の役割など

①委員の委嘱期間

2年間（令和9年7月29日まで、再任を妨げない）

②協議会の役割

協議会は、本市の地域公共交通計画の作成にあたり、その作成・変更・実施についての協議をお願いするものです。地域公共交通に係る多様な主体である委員の皆様と、令和8年度から2年間をかけて「本市にとって持続可能かつ適切で望ましい地域公共交通のあり方」などについて議論をお願いするとともに、作成した地域公共交通計画の計画期間（5年間の予定）中におけるPDCAサイクルに基づくチェックなどについてもご意見を頂く予定です。

③開催予定時期

協議会の開催については、地域公共交通計画の作成作業によりますが、令和8年度中は2回程度の開催を予定しています。

2. 地域公共交通計画について

（1）地域公共交通計画について

地域公共交通計画は、地域交通法第5条に定める計画で、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにする地域公共交通のマスタープラン」としての役割を果たすものとされており、国が定める「地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本方針」に基づき、地方公共団体が協議会を開催し、協議を重ねることで作成するものです。地域公共交通計画は、地域の社会・経済の基盤となるものとされており、全ての地方公共団体において計画の作成や実施を努力義務として定められています。

※出典 国土交通省「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き 理念編 第4版
令和5年10月」

(2) 地域公共交通計画作成の意義について

地域公共交通計画作成の意義は下記のとおりとされています。

項目	要旨
①地域公共交通政策の「憲法」	○地域公共交通の全体ビジョンや計画に基づく事業を法定計画に定めることで予算要求や説明等の根拠となる
②様々な施策や関係者間の連携と協働の強化	○交通事業の推進だけでなく、まちづくり施策など関係分野の事業推進などにつながる ○法定協議会を通じ鉄道・バス・タクシーなど地域公共交通全体の連携強化などにつながる
③公共交通施策の継続性	○計画作成により政策の継続性が確保される ○目標とPDCAサイクルを位置付けることで、定期的なチェックと対応が可能
④国からの支援	○計画に位置付けることで国庫補助の活用が可能になる

※出典 国土交通省「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き 理念編 第4版 令和5年10月」

(3) 地域公共交通計画作成における記載事項

地域公共交通計画の作成にあたり、地域交通法第5条第2項や「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」で定められている記載事項は、下記のとおりです。

項目	要旨
①基本的な方針	地域公共交通計画が目指すべき将来像と、その中での公共交通が目指すべき役割、取組の方向性
②区域	当該地域で形成される交通圏の範囲を基本に区域を設定
③目標	①の基本的な方針に即して、目標を設定
④事業およびその実施主体	③の目標達成のために提供されるべき地域旅客運送サービスの全体像の明確化、具体的なサービス実現に必要な事業・実施主体の整理
⑤計画の達成状況の評価	評価方法の設定、事業実施状況の適切な管理、評価結果を踏まえた対応
⑥計画期間	原則5年程度
⑦その他	その他、基本方針に基づき記載すべき事項

(4) 本市における地域公共交通計画作成の必要性について

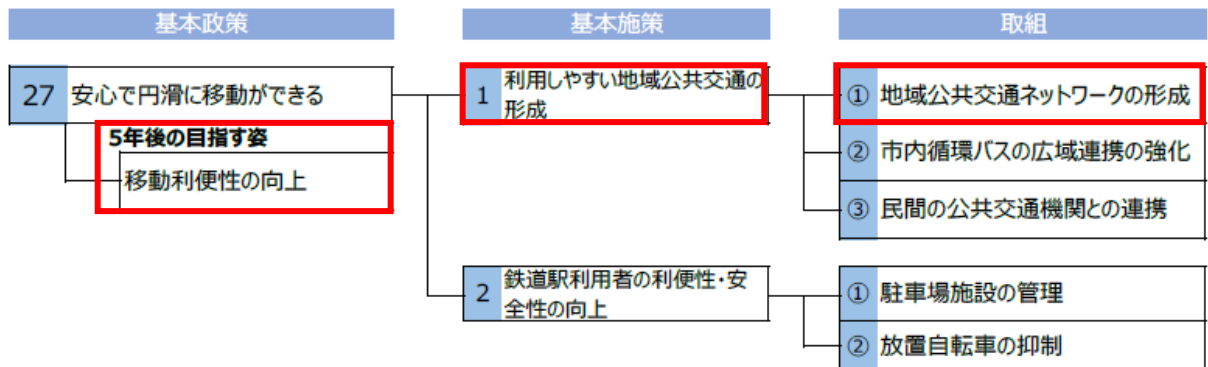
令和8年度から開始する本市の最上位計画である「第6次基本構想第2期基本計画」において、「移動利便性の向上」を5年後の目指す姿としており、市民の移動実態などを踏まえ、持続可能で利用しやすい地域公共交通ネットワークを形成するため、地域公共交通計画を作成することを位置付けています。

また、市民の移動実態の把握については、令和3年8月に市内公共交通に関するアンケート調査を実施していますが、その後に実施した市内循環バスのダイヤ改正やデマンドタクシーの制度変更などがあり、最新の市民の移動実態は把握できておらず、地域公共交通計画作成に併せ、調査の必要性があります。

さらに、令和8年度から、都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」の策定を進めていくこととなっており、立地適正化計画の中で定める「立地の適正化に関する基本的な方針」（都市の骨格構造、拠点、基幹的な公共交通軸）との整合性を図りながら、地域公共交通ネットワークについて検討していく必要があります。

➤第6次基本構想・第2期基本計画 分野2-1「公共交通」（抜粋）

【ロジックモデル】



基本施策

27-1 利用しやすい地域公共交通の形成

市内循環バス及びデマンドタクシーの利用状況や市民の移動実態・ニーズなどを踏まえ、持続可能で利用しやすい地域公共交通ネットワークの形成を目指します。

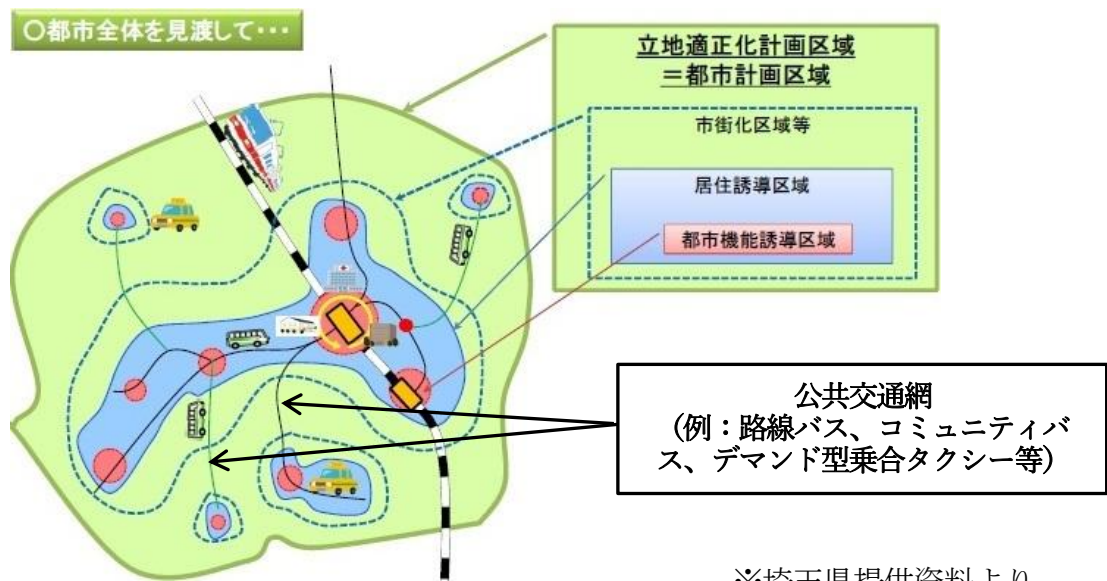
	指標	現状値	目標値
KPI	新たな公共交通手段やシステムの導入検討	-	実証実験に基づいた地域公共交通ネットワークの形成 (R12)

【主な取組】 地域公共交通ネットワークの形成		
持続可能で利用しやすい地域公共交通ネットワークを形成するため、地域公共交通計画を策定します。		
【KSF】	現状値	目標値
地域公共交通計画の策定	-	⇒ 計画の策定・運用 (R12)

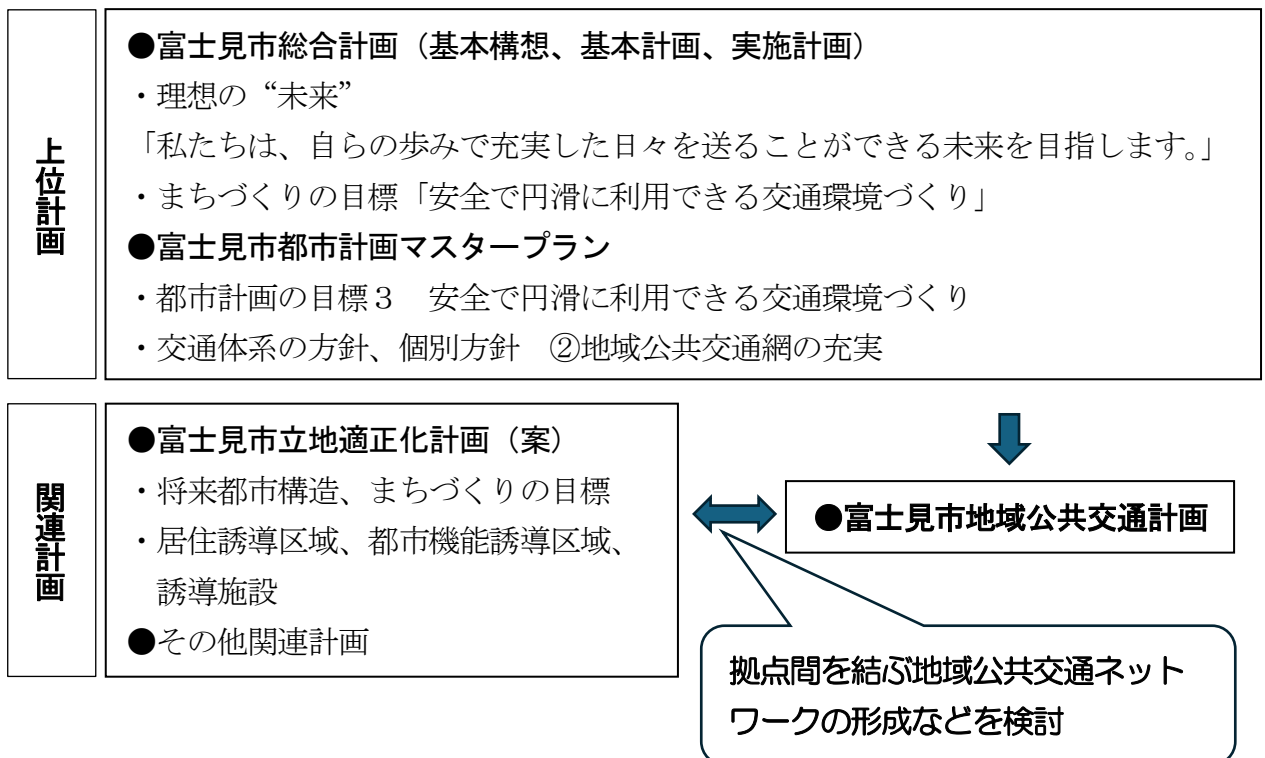
➤立地適正化計画

人口減少と超高齢社会を背景に、安心できる健康で快適な生活環境を実現することや持続可能な都市経営をするため、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど都市全体の構造を見直し、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考えで進めていく制度

※出典 国土交通省ホームページ



➤地域公共交通計画と上位計画等との関係性



(5) 地域公共交通計画の検討にあたって

①現在の本市の公共交通について

本市の公共交通については、令和4年度に開催した第18回富士見市地域公共交通会議において、「鉄道、民間路線バス、民間路線バスを補完するための市内循環バス、市内全域に配車可能な民間タクシーが運行していることで、概ね市内全域を対応しているもの」(※鉄道・バスの路線図は参考2を参照)と確認されており、以降、現在の市内公共交通の維持・継続をしていくことを基本的な考え方としています。

また、市内公共交通を補完するものとして、高齢者や障害をお持ちの方など移動手段に支援が必要であろう方に対し、令和5年度からデマンドタクシー制度を運用するとともに、令和3年度から実証実験を行っていたシェアサイクル事業を令和7年度から本格運用に移行させています。

②地域公共交通計画作成にあたっての方向性(案)について

①の現状などから、本市の公共交通の骨格となる鉄道(1路線)と民間路線バス(3社による路線)、骨格の路線を補完する市内循環バス、それらを補完するタクシー、公共交通機関を補完するシェアサイクルという現在の市内公共交通に係る体制を維持・継続することが基本になるものと考えます。これらに加え、近隣市町との連携、デマンドタクシーのあり方の検討を踏まえた福祉施策としての移動に支援が必要な者への支援、水谷東地域における「水谷東安心まちづくり協議会の支え愛隊」のような地域の皆様の力をお借りする取組などを適切に組み合わせることが有効ではないかと考えます。

さらに、本市の上位計画である第6次基本構想及び都市計画マスタープランや公共交通に関連する計画、公共交通を巡る社会情勢の変化、最新の市民の移動実態等を踏まえるとともに、令和8年度から策定していく立地適正化計画(案)との整合性を図りながら、富士見市地域公共交通協議会において協議し、本市にとって持続可能かつ適切で望ましい地域公共交通ネットワークの検討を進めていきたいと考えています。

なお、作成期間は令和8年度から令和9年度まで、地域公共交通計画の計画期間は、令和10年度から令和14年度までの5年間を予定しています。

③地域公共交通計画の検討に係る体制(案)について

ア) 協議会における協議

イ) 富士見市市内公共交通庁内検討委員会(以下「庁内検討委員会」という。)における検討

→都市計画課を事務局として、庁内関係部内の関係課による検討

ウ) コンサルタント会社による地域公共交通計画作成及び協議会運営等の支援

→令和8年度当初予算要求額 地域公共交通計画策定業務委託 1,186万9千円

エ) 国による支援

→地域公共交通計画策定に係る国庫補助金の申請を予定

④地域公共交通計画の検討スケジュール（案）について

令和8年度は地域公共交通計画作成に向けた基礎調査がメインとなり、令和8年3月時点で予定している主な事業内容は下記のとおりです。

ア) 協議会の開催・協議

→令和8年度中は2回程度開催予定（協議状況によっては変更の可能性あり）

イ) 庁内検討委員会の開催

→令和8年度中は3回程度開催予定（状況によっては変更の可能性あり）

ウ) 国庫補助金

→補助対象事業者が法定協議会となっており、国庫補助金の交付申請予定

エ) 委託業務契約

→業者選定後、国庫補助金の交付決定後にコンサルタント会社と委託契約締結

オ) 公共交通に係る現状分析《委託業務》

→本市の地域特性、公共交通の利用者数等の現況整理

カ) 公共交通に関するアンケート調査《委託業務》

i) 市民アンケート調査（無作為抽出した市民を対象）

ii) 公共交通利用者アンケート調査（民間路線バス、市内循環バス、デマンドタクシー利用者を対象）

iii) 関係者アンケート（公共交通事業者へのヒアリングを想定）

主な事業内容	令和7年度	令和8年度											
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ア) 地域公共交通協議会	●3/3 第1回協議会 ・地域公共交通計画 について など					●第2回協議会(予定) ・アンケート調査について など							●第3回協議会(予定) ・アンケート調査及び現 状分析結果など
イ) 庁内検討委員会					●第1回委員会 (予定)							●第2回委員会 (予定)	●第3回委員会 (予定)
ウ) 国庫補助金		交付申請、交付決定 (補助対象事業者は協議会)											完了実 績報告
エ) 委託業務契約		業者選定、国庫補 助交付決定後に契 約											業務完 了報告
オ) 公共交通に関 する現状分析				委託業者決定後、現状分析業務など									
カ) 公共交通に関 するアンケート 調査				委託業者決定後、アンケート調査業務 ・①市民アンケート、②公共交通利用者アンケート(バス・タクシー利用者 等を対象)、③関係者アンケート(公共交通事業者ヒアリング)									

なお、令和9年度は、令和8年度のアンケート調査や現状分析を踏まえ、基本的な方針・区域・目標・取組内容（事業）の検討・評価手法の検討・パブリックコメント等の実施を通じ、地域公共交通計画を完成させる予定です。